

情報提供

那医発第 308 号
令和6年10月23日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
担当理事 上間 一
担当理事 安里 千文



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「介護関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

冲医発第 1007 号 F
令和 6 年 10 月 17 日

各地区医師会 介護保険担当理事 殿

沖縄県医師会

常任理事 涌波 淳子
(公印省略)

介護関係通知文の送付について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より通知がありましたので、本通知を以って
りお知らせすると共に、概略を以下に説明申し上げます。

- ① については、介護分野の人員配置基準に関するローカルルールの実態把握などを目的に、事例・要望に係る専用受付フォームを開設したことをお知らせするもので、回答は年度末に取りまとめられ、公表予定とのことです。
- ② については、寝たきりの方で治療上おむつを使用する必要がある方のおむつ代について、今般、一部手続きに関する改正が行われ、令和7年の確定申告から適用することをお知らせするものです。
- ③ については、令和6年10月3日付で老人福祉法および介護保険法の施行規則の一部を改正する省令が公布され、同日施行されたことをお知らせするものです。

なお、下記当該文書にかかる関係資料については、沖縄県医師会文書映像データ管理システムにてご確認くださいようお願い申し上げます。

記

| No | 文書番号 | 発送月日 | 文書名 |
|----|----------|----------|---|
| ① | 第 1229 号 | R6.10.15 | 介護分野の人員配置基準に関するローカルルールの把握のための事例・要望に係る専用受付フォームの周知について (情報提供) |
| ② | 第 1230 号 | R6.10.15 | 「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」の一部改正について |
| ③ | 第 1232 号 | R6.10.15 | 「老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の公布について |

沖縄県医師会庶務課 崎原

TEL: 098-888-0087 FAX: 098-888-0089
shomu@ml.okinawa.med.or.jp